

## 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）

都市計画外旭川小谷地地区計画を次のように変更する。

名 称	外旭川小谷地地区計画	
位 置	秋田市外旭川字小谷地、字大谷地、字中谷地、字待合および字四百刈地内	
面 積	約 1 4 . 3 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、秋田市中心卸売市場の西側、都市計画道路横山金足線と外旭川上新城線の交差点を中心とする地域であり、今後、これら道路の整備とあわせて、急激な市街化の進行が見込まれている。</p> <p>本計画は、地区内で行われる開発行為や建築行為を適切に誘導することにより、地域特性にふさわしい土地利用を図ることを目的とする。</p>
	土地利用の方針	<p>地区の特性を考慮し、次の3地区の区分のうえ土地利用を図る。</p> <p>1 A地区（市場隣接地区）</p> <p>中央卸売市場に関連した流通・業務・商業系施設等の立地を図り、その利便の増進を図る地区として土地利用を誘導する。</p> <p>2 B地区（沿道住宅地区）</p> <p>幹線道路沿道に位置する住宅地として、住環境の悪化を招くおそれの少ない店舗・事務所等の立地を認めつつ、住居の環境を保護する地区として土地利用を誘導する。</p> <p>3 C地区（低層住宅地区）</p> <p>隣接する既存の住宅地とあわせて、低層住宅に係る良好な居住環境を保護する地域として土地利用を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内の交通・防災機能の確保等を図るため、街区幹線道路および区画道路について、既存道路の拡幅により整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区特性にふさわしい土地利用の誘導を図るため、建築物の用途、敷地面積の最低限度ならびに形態・意匠の制限を行う。</p>

地区の施設の配置および規模	道 路		区画道路 幅員 9 m 延長 270 m		
			区画道路 幅員 6 m 延長 1,925 m		
	(配置は計画図表示のとおり)				
	地区の区分	名称	A 地区 (市場隣接地区)	B 地区 (沿道住宅地区)	C 地区 (低層住宅地区)
		面積	約 12.9 ha	約 1.3 ha	約 0.1 ha
	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについてはこの限りではない。 1 建築基準法別表第 2 (に) 項第 6 号に掲げる建築物 2 建築基準法別表第 2 (り) 項第 2 号および第 3 号に掲げる建築物 3 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条第 6 項第 2 号および第 4 号に規定する営業の用に供する建築物	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについてはこの限りでない。 1 建築基準法別表第 2 (に) 項第 3 号から第 6 号に掲げる建築物	—
建築物等の敷地面積の最低限度		—		165 m <sup>2</sup>	
建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の屋根の軒先、庇等から敷地境界線までの距離は、0.5m 以上とする。			
備 考					

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い変更するものである。